

## 鶴岡市独自認証 特別栽培Ⅰ型及びⅡ型 稲作の基本的耕種基準

### (1) ほ場の選定について

- 1) 前作の水稻収穫終了後から、有機的管理を実施しているほ場であること。(申請は米の特裁認証申請書提出期とする)
- 2) 申請ほ場が慣行栽培や特別栽培ほ場と明確に区分されていること。農道、水路、畦畔等で接しており、その距離が5m未満の場合は、隣接ほ場の生産者と使用禁止資材を飛散又は流入させない等の協議を行い、その旨の記録を付けるものとする。

### (2) 種子及び外部購入資材

- 1) 種子は、有機農産物由来の種子を使用する。入手が困難で農協等から購入する場合は、使用禁止資材が使用されていないことを確認する。
- 2) 組換えDNA技術を用いて生産された種子は使用しない。
- 3) 外部購入資材(肥料・農薬等)を購入する場合は、使用禁止資材が使用されていないことを販売者に確認する。その際使用可能資材は、その他の資材と隔離して保管する。

### (3) 種子予措及び育苗管理

- 1) 種子の比重選は、風選、あるいは有機栽培対応可能な塩水選等による。
- 2) 種子消毒は、有機栽培対応可能な処理法によること。
- 3) 購入した育苗用床土を使用する場合は、採取地において使用禁止材の飛散・汚染がないことを採取業者等から確認すること。
- 4) 育苗床土は製造過程で使用禁止資材等での処理がされていないこと。
- 5) 育苗管理では使用禁止資材を使用しないこと。
- 6) 育苗箱はプール育苗等によって直接土壌に触れないようにすること。また育苗プール等も慣行栽培等と適正な区分管理を行い、用水等からの汚染を防止すること。
- 7) 育苗作業中に、使用禁止資材が飛来・流入しないよう防止措置がとられていること。

### (4) 本田管理

- 1) 用排水が完全に分離していること。
- 2) やむを得ず慣行栽培ほ場を通過した水を用水として利用する場合は、用水を一時的に貯留し浄化するための緩衝水田(概ね全体の1割程度でかつ栽植状態)等を設け、独自基準栽培ほ場に使用禁止資材が直接流入しない措置を講ずること。
- 3) 畦畔の構造基準として概ね、幅40cm、高さ30cm程度で、漏水がなく増水時でも越流しないよう、地域の実情にあったものであること。
- 4) 畦畔の草刈り等、耕種的防除を徹底して病害虫の発生を防止すること。
- 5) 「有機農産物の日本農林規格」に定められた肥料・土壌改良資材のみを使用すること。

- 6) 使用可能な除草剤以外の防除作業は耕種的防除、物理的防除及び、生物的防除または、これら適切に組合せた方法により実施されていること。
- 7) ほ場等における肥培管理及び、有害動植物の防除をする場合には、有機農産物生産に対応できる日本農林規格別表1及び2の資材のみを使用すること。
- 8) 鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型の栽培ほ場については、「表示旗（赤旗等）」を設置すること。

#### (5) 節減対象農薬及び化学合成肥料の使用

- 1) 化学合成肥料は使用しないこと。(P・Kについても使用不可。ただし、有機農産物のJAS規格別表1「肥料及び土壌改良資材」に該当する資材については使用可。)
- 2) 節減対象農薬の使用は下記のとおりとする。
  - Ⅰ型（鶴岡Ⅰ型）** 節減対象農薬の使用は、除草剤1成分回数以下であること。
    - ア. ほ場の雑草発生状況及び除草体系に合わせて選択する。
    - イ. 環境に配慮するため、植付け前の除草剤使用はしない。
  - Ⅱ型（鶴岡Ⅱ型）** 節減対象農薬の使用は、除草剤3成分回数以下であること。
    - ア. ほ場の雑草発生状況及び除草体系に合わせて、計3成分まで選択する。
    - イ. 環境に配慮するため、植付け前の除草剤使用はしない。
- 3) 外部購入資材（肥料・農薬等）を使用する場合は、製造メーカー発行の成分証明書等を添付すること。

#### (6) 収穫・調製・出荷

- 1) 収穫、乾燥、籾摺り作業では、独自認証型以外の農産物との混合防止を図るため、鶴岡Ⅰ・Ⅱ型認証農産物処理時には、最初に作業機を通過した独自認証農産物の一部を除去して、特別栽培農産物または慣行栽培農産物扱いとする。
- 2) 精米作業等において、独自認証型以外の農産物との混合防止を図るため、鶴岡Ⅰ・Ⅱ型農産物処理時には、最初に作業機を通過した独自認証型農産物の一部を除去して、いわゆる一般特裁または、慣行栽培農産物扱いとする。
- 3) 輸送においては、特別栽培農産物や慣行栽培農産物と区分されていること。
- 4) 保管場所は、特別栽培農産物や慣行栽培農産物と適正区分されていること。
- 5) 選別・調製・保管等の各施設は、各作業の適切な管理実施や鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型以外の農産物が混合しない、支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。
- 6) 申請者以外の乾燥・調製・精米施設を使用する場合は、生産に係る作業方法や生産管理について、施設所有者と農産物認証制度の遵守について確認すること。

## 有機的管理及び「有機農産物の農林規格第4条」に準ずる基準の考え方

- 1 有機農産物基準のほ場では、「収穫前1年以上の期間を有機的管理し、かつ、前作の収穫後1年以上経過している」ことを条件としているが、鶴岡市独自認証特別栽培Ⅰ型・Ⅱ型では期間はこれを条件としない。
- 2 鶴岡市の有機農産物生産行程管理者認証基準では、申請ほ場が慣行栽培や特別栽培ほ場と明確に区分され、農道・水路・畦畔等で接している距離が5m未満の場合は、隣接ほ場の生産者と使用禁止資材を飛散又は流入させない旨の協議書（署名、捺印が必要）を取り交わすこととしているが、鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型では使用禁止資材を飛散又は流入させない旨の協議を行い、生産行程管理記録（別紙10等）にその記録を付けるものとする。
- 3 生産行程管理者認証基準では、ほ場等における肥培管理及び有害動植物の防除をする場合に、有機農産物生産に対応できる日本農林規格別表1・2の資材を使う理由を明確にすることとしているが、鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型では別表の資材使用の明確な理由を求めない。
- 4 生産行程管理者認証基準では、作業機械が慣行栽培との併用利用の場合、水及びエア－洗浄の徹底を義務付けているが、鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型では、水及びエア－洗浄に努め、収穫・乾燥・籾摺り及び精米時に、最初に作業機を通過した農産物の一部を除去し、特別栽培農産物や慣行栽培農産物扱いにするものとする。
- 5 その他の栽培管理及び乾燥・調製・輸送・保管管理等の基準は、有機農産物生産基準及び生産行程管理基準とする。